

## 播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会 設置要綱

### (設置)

第1条 播磨科学公園都市の維持・活性化等に係る現状・課題を共有し、今後の新たなまちのあり方を協議するため、播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について共有及び検討を行う。

- (1) 播磨科学公園都市に係る事業の現状及び課題
- (2) 播磨科学公園都市に係る今後の新たなまちのあり方
- (3) その他、播磨科学公園都市に係る今後の事業のあり方に関し必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和8年3月31日までとする。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、兵庫県企業庁地域整備振興課に置く。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、事務局が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ事務局の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 事務局が播磨科学公園都市の維持・活性化の検討等にあたり必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (作業部会)

第7条 第2条に定める事務を機動的に行うため、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

### (謝金)

第8条 委員（県の職員又は市町等の職員である委員を除く。）が会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第2項の規定に基づき、委員の代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第3項の規定に基づき、事務局が必要と認めた委員以外の者が会議に出席した

ときは、この者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員（県の職員又は市町等の職員である委員を除く。）が協議会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

3 第6条第2項の規定に基づき、委員の代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

4 第6条第3項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、兵庫県企業庁地域整備振興課が処理することとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

## 別表

## 「播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会」委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	所属・役職	氏名
地元市町	たつの市長	山本 実
	上郡町長	梅田 修作
	佐用町長	庵造 典章
有識者	地域政策・地域経済、福祉	兵庫大学 生涯福祉学部 教授 田端 和彦
	都市計画	兵庫県立大学 環境人間学部 教授 太田 尚孝
	都市政策	関西学院大学 建築学部 教授 清水 陽子
	地方財政	関西学院大学 経済学部 教授 上村 敏之

アドバイザー	研究機関、科学技術	国立研究開発法人 理化学研究所 放射光科学研究センター センター長室 高度研究支援専門職	伊藤 裕文
	建築・都市デザイン	大阪公立大学 特別教授	橋爪 紳也
	地域政策・地域活性化	兵庫県政策コーディネーター	岩浅 有記

兵庫県	副知事	服部 洋平
	兵庫県立大学理学部長	吉久 徹
	総務部長	有田 一成
	企画部長	守本 豊
	福祉部長	岡田 英樹
	保健医療部長	山下 輝夫
	産業労働部長	小林 拓哉
	土木部長	宇野 文章
	公営企業管理者	梶本 修子
	病院事業管理者	杉村 和朗
	教育長	藤原 俊平
	西播磨県民局長	城下 隆広

「播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会」の謝金について

播磨科学公園都市の新たなあり方検討協議会設置要綱第7条に規定する謝金の額は、次のとおりとする。

委員の区分	謝 金 の 額	
委 員	日 額	1 2 , 6 0 0 円

※ 「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和35年兵庫県条例第24号)第2条別表第1のうち、所掌事務を鑑みて「長期ビジョン審議会」の報酬の額を準用する。